

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和6年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険に関する事務は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付等を行う事務である。 特定個人情報ファイルは、次の介護保険関係事務で取扱う。 ・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 ・介護給付、予防給付及び市町村特別給付の支給に関する事務 （付）マイナンバー照会により取得した口座情報を活用し、介護給付、予防給付の支給に関する事務 ・要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・居宅介護サービス費等の額の特例介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・介護保険給付の支払の一時差止に関する事務 ・介護保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ・介護保険料の徴収又は介護保険料の賦課及び減免に関する事務 ・「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む事務
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 収納管理システム 3. 滞納整理システム 4. ID連携サーバー（団体内統合利用番号連携サーバー） 5. 中間サーバー 6. サービス検索・電子申請機能 7. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資格ファイル、(2) 賦課ファイル、(3) 収納ファイル、(4) 滞納ファイル、(5) 受給ファイル、(6) 認定ファイル、(7) 給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「健康保険法第55条又は第128条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第55条又は第128条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「健康保険法第55条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第55条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
		②法令上の根拠
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民福祉部 高齢福祉課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		

連絡先	大洲市役所 市民福祉部 高齢福祉課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I－5 ②所属長の役職名	課長 篠原 喜英	課長	事後	
平成30年6月28日	II－1及び2 いつ時点の計数か	平成26年11月28日時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	I－7 請求先	大洲市役所 総合政策部 情報管理課	大洲市役所 総務企画部 企画情報課	事後	
令和1年6月12日	II－1及び2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	IV－1～9	(記載なし)	(各項目追加)	事後	様式変更に伴い「IV リスク対策」を追加
令和2年6月3日	I－3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項別表第一の68の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	
令和2年6月3日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月30日	I－1 ②事務の概要	(略) ・被保険者証又は認定証に関する事務 (略)	(略) ・被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 (略)	事後	
令和3年9月30日	I－4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (略)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (略)	事後	
令和3年9月30日	I－7 請求先	大洲市役所 総務企画部 企画情報課 (略)	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 (略)	事後	
令和3年9月30日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	I－1 ②事務の概要	・介護給付、予防給付及び市町村特別給付の支給に関する事務	・介護給付、予防給付及び市町村特別給付の支給に関する事務 (付)マイナンバー照会により取得した口座情報を活用し、介護給付、予防給付の支給に関する事務	事前	
令和4年12月1日	I－1 ③システムの名称	(記載なし)	6. サービス検索・電子申請機能	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 - 中略 - (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 - 中略 - (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	
令和4年12月1日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	I-1 ②事務の概要	(記載なし)	・「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む事務	事後	
令和6年1月15日	I-1 ③システムの名称	(記載なし)	申請管理システム	事後	
令和6年1月15日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	